

だからこういったことを防ぐ。

あるいはまた施設を本当に懸命になって維持するために、頑張っておられる施設の経営者の方々、こういった方々を市が後ろから応援していくというふうな姿勢が、これからどうしても必要になるのではないかというふうに思いまして、今いろいろな観点から、特に新しい介護保険をどのように使っていくのかという観点で、質問をさせていただきます。

以上で、質問を終わらせていただきます。

○小関勝助委員長 次に順位2番、議席番号6番、安部 隆委員。

○6番 安部 隆委員 私は通告に従いまして、二つの項目について質問をさせていただきたいというふうに思います。

その前に冒頭に、ようやく雪も消えまして、寒さも緩んだかなというふうに思ったところでしたが、ここ2日ばかりは、また冬に逆戻りというような感じがするきょうこのごろであります。厳しい豪雪でありましたが、ありがたいもので長井市に最後の傾斜配分というようにことで、特別交付税が5億3,700万円ですか、これが交付されたというようにことは、大変にありがたいなというふうに思っておる次第であります。

それでは初めに今後の財政展望というようにことで、質問をさせていただきたいというふうに思うところでございます。

この質問につきましては、一般質問でも質疑がされておりますし、長井市の自立計画で中期展望として示されております。経済情勢が回復基調にあったとしても、当面は厳しい行政が続くものと思われ、今後5年間の財政収支の見通しでは、定員適正化に基づく人員削減、公債費負担適正化計画の中で、投資的経費の削減の継続をしたと

しても、依然として財政不足が見込まれると。このような財政不足を解消し、持続可能な財政運営をするには、基本または実施各計画の見直し、行財政改革での歳出削減、市税等の収納率向上、使用料・手数料、そして遊休地の有効活用というようなことが言われております。

こうしたことを踏まえながら、新年度予算書を見ながら思うわけでございますけれども、市税の中期展望の資料にもありますように、18年からの収支の見通しにおいては、歳入歳出の中で最大6億円、そして2億3,000万円というようにところまでのこの歳入欠損が出ると。

我々がこれまで5年間、行財政改革をなし遂げ、ようやく財政的にもちょっと展望的には開けたのかなというふうな様子がありますが、この18年、22年までの毎年の赤字を足していきますと23億円程度になると。一般会計でまたこういった借金が積み重なっていくというようなことは、やはり気持ちも改めていかなければならないのではないかなというふうに思ったところであります。

そこで、この予算書にあります、やはり市税ですね、特に市民税、個人分、法人分、それと固定資産税、軽自動車税というこの税についてでありますけれども、税務課長にお聞きいたしますが、調定見込額に対しましての収納率が毎年の予算書に記載されております。18年度においても98.7%ですね、個人分。法人分についても99.5%。そして軽自動車税には97.5%であります。このパーセントは、市民税の個人分については15年から18年まで同じ数字が上がっておるわけです。

こうした数字は、あくまでも調定額に対してこれくらい収納をしたいというような

+

願望的なものなのか、そうではなくてやはり現年度の結果を踏まえながら、総合的に照らし合わせながらこれくらいは必ず収納していただくと、こういったことなのか、その辺その数字についてお聞きをいたします。

○小関勝助委員長 中井 晃税務課長。

○中井 晃税務課長 お答えいたします。

それぞれの税収の収納率でありますけれども、例えば個人住民税を見ますと、ここ数年の収納率は98.15%から98.95%の間で推移をしておりました。その中で現在取り組んでおります収納率向上対策本部の目標額、そのほか現在の収納状況等を踏まえて、収納率を見込ませていただいております。結果的に前年度と同じ数字にはなっておりましたけれども、予算要求をする際におきまして現在の状況なり、それぞれの個々の状況も踏まえて、収納率を設定させていただきまして、さらに収納率向上対策本部の取り組み状況も加味した上で、設定をさせていただいております。

そのほか、個人住民税以外につきましても、それぞれここ数年の収納状況を見まして、それをもとに収納率を設定させていただいたものでございます。

○小関勝助委員長 6番、安部 隆委員。

○6番 安部 隆委員 確かに財政的な予算の折衝というような中での、こうした一つの数字的なものもあるというふうにはわかりますが、やはりこうした2年も3年も同じような数字がのってあって、そしてその収納率というものは達成をしていないと。そしてこれは18年の1月末の資料でありますけれども、これにおきましても収入未済額であります。滞納繰越分も含めまして6億2,000万円ほどになっております。そして滞納繰越分については、2億6,000万円、こうした金額がなっておるといようなこ

とは、やはり本当に現年度の収納というものは、目標に向かってやっているのかなというような疑問が出てくるのは当然ではないかなというふうに思っておるところでございます。

確かに税は生き物でありますから、経済、景気、いろいろな絡みがありまして、なかなか一長一短、すぐにそうした収納効果というのは出てこないというようなことは、これは理解をするところでございます。

ですが、やはりこれも民間あたりと比べれば、ちょっと緩いのではないかなと。やはり民間であれば、その年のそうした入ってくるお金が取れないというようなことであれば、本当に自分の死活というものもかわってくるくらいに厳しいものがあるというふうに思うのです。そういったことを考えれば、この調定見込額に対する収納率というものは、そんなに簡単なものではないと私は思うのですが、その辺についてはどのようなお考えでしょうか、お聞かせをいただきます。

○小関勝助委員長 中井 晃税務課長。

○中井 晃税務課長 当然に税の公平性を考えますと、負担能力のある方にはきちんと税負担をしていただくというのが原則でありますので、それらをもとに課税させていただいたものにつきましては、きちんとお支払いのお願いをしております。

ただ中にはいろいろな事情がありまして、収入が大幅に減少する、あるいは自己破産等の手続等がされまして、財産も処分されて税の負担するようなもともとの財源となるようなものを失われた方もいらっしゃると思いますので、そうした方につきましては当然法に従いました措置をさせていただいております。

また、税負担ができるにもかかわらず納

税をいただけない方につきましては、当然財産の差し押さえなり、こちらの方で差し押さえができる債権につきましては、調査等もさせていただきまして、対応をさせていただいております。

○小関勝助委員長 6番、安部 隆委員。

○6番 安部 隆委員 それなりの手段をとっておると、そして差し押さえをやっておるのだというようなことでございますけれども、17年度まだ途中でありますけれども、途中というか3月ですからね、段階でそうした不良住民というか市民というか、差し押さえされた件数など、「不良」というのはちょっとあれですけども、そういった担税能力のなかった方々について、差し押さえ件数についてお聞かせをいただきたい。

○小関勝助委員長 中井 晃税務課長。

○中井 晃税務課長 すみません。17年度の数値までは持ってきておりませんでした。16年度の数値の方で説明をさせていただきます。16年度差し押さえさせていただきましたのは不動産につきましては28件、電話加入権につきましては10件であります。そのほか債権の差し押さえといたしまして、国税の還付金等39件ほどを差し押さえさせていただきますいております。

○小関勝助委員長 6番、安部 隆委員。

○6番 安部 隆委員 16年度において28件の差し押さえ、それから電話権が10件、債権が29件と、39件でありますけれども、この電話権の権利の売買、競売という話、これは確かに広報等に載りまして、市民に示されておりますけれども、差し押さえされた不動産等の物件については、今28件あるということでございますが、その処分等についてはいかがになっているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○小関勝助委員長 中井 晃税務課長。

○中井 晃税務課長 不動産につきましては、差し押さえ中、昨年度並びに今年度公売処分をさせていただいたものはございません。電話債権につきましては、昨年度1件公売処分をさせていただきました。今年度につきましては3月になりましてから差し押さえをしておりました4件を公売処分ということで、告示させていただきました。当日までに2件の納税がありまして、残りの2件の電話公売をさせていただきましたけれども、応募者がありませんでしたので、今年度は公売の成立はありませんでした。

○小関勝助委員長 6番、安部 隆委員。

○6番 安部 隆委員 確かに本当に長井市のまちづくりという点から行けば、こうした強制的な手段というものはとりたくないというふうに私も思います。ですが、近年のこうした厳しい時代においては、こうした公平な税も払えないというような事情はあるとしても、そうしたものが物件として差し押さえというようなことになっておれば、やはり速やかにどんどんとそういったものを競売、そういったものにかけてながら、税のものとして収納していくという考え方は、私は当然ではないかなというふうに思います。

今まで少なかったというのは、やはり市民に対する一つの思いやりというようなこともあったふうに思いますけれども、ここでこれからのこういう時代においては、そういったこともシビアにやっていかなければならないのではないかなというふうに思いますが、その辺については市長はいかがでしょうか。どういうふうにご感想。

○小関勝助委員長 目黒栄樹市長。

○目黒栄樹市長 ご指摘のとおり、しっかりと納税をしていただくということは、自治体運営あるいは国の運営でも基礎でありま

すから、ここはしっかりと納税していただけるように、またいろいろな事情があって滞納された方にも働きかけていくと、対策本部等もつくってやっているわけでありますので、まずそこをしっかりと確保していきたいというふうに思っております。

さらに実効あるように、安部委員が今申されたのはやはり差し押さえ等もしても、それなりにそれを今度は実質のあれにかえられるようにという手続等ももっとやれというご指摘ですから、そこもやはりしっかりやらなければいかんというふうに思っておるところであります。

○小関勝助委員長 6番、安部 隆委員。

○6番 安部 隆委員 本当にそういったこともやっていかないと、なかなか大変になるのではないかなと。民間においても私も時々米沢の山形地方裁判所まで行って見えていますけれども、民間、金融機関のところはすごいですね、今。やはりそうなのですよ。そういう時代なのです。それをされなくなかったらば、ちゃんと担税をしなさいと、こういうことだと思えます。

そこで、この(2)の増税なき増収対策と、これは非常に難しいテーマと私も思っております。実は何をやられてもやはり今言ったように、そうした収入未済額の対応、対処、これも一つあるというふうに思えます。それと新たな税というものも、きょうの新聞等には県でも産業廃棄物税とかということでもされております。この長井市、市段階ではどういものがそういったことになるのかわかりませんが、そういったことも含めであります。

それと、これは財政課長にお聞きしますが、その点について、そういった新税というようなことに対しての財政全体的な中での考えというか、取り組みというか、

今後の課題というか、そういったことがもし考えられれば、何かお答えをいただきたいというふうに思います。財政課長よろしく。

○小関勝助委員長 松本 弘財政課長。

○松本 弘財政課長 お答えいたします。

12月議会でも私の方から一般質問の中で答弁をさせていただいたかと思えますけれども、長井市の自主財源比率を向上させる場合の考え方といたしまして、新たな税を創設することも一つ考えられるわけですが、当面長井市としては新しい税を設けて増税を図るというふうなことではなくて、受益者負担の公正化、適正化を徹底しながら、自主財源比率を上げてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○小関勝助委員長 6番、安部 隆委員。

○6番 安部 隆委員 新税というようなことには余り踏み込まずに、現段階の中ではこの受益者の中で公平に負担をしていただくと、そういうような中で何とか方向性を見出していききたいと、こういうふうな答弁でありましたけれども、そこで今度は税務課長にお聞きしますが、確かに普通税でありましたけれども、軽自動車税ですね、この辺の考え方というのは増税というふうなことでなくて、軽自動車についてはやはり生産活動、経済活動、そして自分の自家用的な考え的なものはありますけれども、この辺の税率というものも考えていい時期に来ているのではないかなというふうに私は感じるわけであります。

特に、軽自動車税の軽四輪乗用車、貨物、この辺を予算書で見ても、四輪乗用車については7,200円、貨物車については4,000円です。営業車については3,000円と、営業車についてはそれこそ経済活動のまっ

ただ中ということでありますので、この辺も検討はできるのではないかなど。それと四輪貨物車というようなことを、今申し上げましたが、この車、機械的にはほとんど現代においては遜色ないわけです。

乗用車と貨物の違いというのはナンバーの4か50というような陸運事務所管轄での区分、車についてはほとんど変わりはない。数年前ですと貨物車においてはシートがベンチシートということで、余り薄いスポンジとかショックというようなことで、乗り心地も悪かったわけですが、今や貨物の方が便利になりまして、乗用車よりもそういった面では相当改良されているというふうに思うのです。

こういったところも全国ではこういったことを見直している自治体があるのかわかりませんが、やはりこうしたことも一つ考えていかなければならないというふうに私は思うのです。この辺はどういうようにお考えになるか、税務課長にお願いをしたいと思います。

○小関勝助委員長 中井 晃税務課長。

○中井 晃税務課長 確かに軽乗用車でも5ナンバーの税金ですと7,200円、4ナンバーの税金ですと4,000円という形になっております。利用形態としましては安部委員言われましたように余り差がない場合が多いというふうな感じはいたしておりますけれども、現在のところ標準税率といたしましては、先ほど説明しましたように7,200円、4,000円という設定がなされております。

制限税率の範囲内ではある程度各自治体に裁量権はあるわけでありまして、4ナンバーの車だけに特定して制限税率をかけるというのは、ほかのバランスを考えますとかなり難しいところがありますので、もう少し全体的な見方での制限税率の適用

というものが必要ではないかというふうに考えております。今のところ税務課といたしましては、軽乗用車の税率を制限税率を適用するかというところまでの検討はしていない状態であります。

○小関勝助委員長 6番、安部 隆委員。

○6番 安部 隆委員 確かにこういう景気の低迷の中で、税率等の論議というのはやはりちょっといろいろな問題等も含んでおるといふふうに思います。ですが軽自動車、こういったものを持っているというのは、それなりに所得を持ちながら、そして商売やそうした利用の必要性があって車を持っておると。そしてやはり先ほど言ったように所得がありますから、担税能力はある方が使用しているわけでありまして。

ですからそうしたことも、今後はいろいろな全国の事例等もあると思いますけれども、そういったことも含めて検討していただきたいと。そしてこの調定見込額に対する97.5%は、この三税の中では非常に低いと。性質上は先ほど言ったように、ここは持っていたから公平というのではなくて、これはそれなりに資産やそうしたものを持っている方でなければ、ここは買えないというようなことだというふうに私は思いますので、この辺は100%の収納率をしていただいて、今後ともそういった今言ったような新税対策というようなことを含めて、ぜひ検討していただきたいというふうに思うところであります。

それでは次に財政課長にですが、市有物件の売却ということでございますけれども、これらもやはり歳入の増収というものが大きな問題だというふうに思います。なかなか予算書にも市有物件については記載されておりますけれども、なかなか計画の達成というふうになりますと、非常に難しい状

+

況かなというふうに思いますけれども、この辺の有効活用というものについては、今後今までと違った考え方と取り上げ方というものが必要ではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○小関勝助委員長 松本 弘財政課長。

○松本 弘財政課長 お答えいたします。遊休地の処分につきましては、ご案内のとおり毎年市報などに掲載をしながら、購入希望者を募集しているところでございます。平成17年度、今年度につきましても、6月15日号の市報に市有地3件、それから開発公社所有地1件を掲載しました。5月31日以降につきましては、市のホームページなどにも掲載をしながら、購入希望者を募集してきたところでございます。

このうち1件につきましては、現時点で売買契約の見通しがつきつつあるものがございまして、残念ながら今年度中の契約には至らなかったという経過がございます。他の物件につきましては、数件の照会があったものの、具体的な話までには至っていません。このうち3,260万円が遊休地の売却を見込んでいたというものでございます。したがって、何とかこれを処分できるように今年度努力をしたいと思っております。今までのとおりではなかなか売れないのではないかなというご指摘でありますので、県内13市の処分状況などについても参考にさせていただき、いろいろ調査をしてみたいところでございます。

18年度の当初予算につきましても、委員ご指摘のように18年度の土地建物売り払い収入といたしまして、3,978万8,000円を計上しておりますが、このうち3,260万円が遊休地の売却を見込んでいたというものでございます。したがって、何とかこれを処分できるように今年度努力をしたいと思っております。今までのとおりではなかなか売れないのではないかなというご指摘でありますので、県内13市の処分状況などについても参考にさせていただき、いろいろ調査をしてみたいところでございます。

その結果でありますけれども、やはりどの自治体においても市報であるとか、市の

ホームページに掲載をしながら、購入希望者を募集しているという中身でございまして、なかなかかばかしくないといった状況があるようでございます。

近年、ネットオークションなどいろいろな取りざたされているわけでありまして、このネットオークションが例えば市有財産、特に土地についてどうなのかという部分については、まだまだ検討しなければならないところがあると思っております。13市の状況を見てみましても、ここまで実施するという中身で考えている自治体は、現在のところないようでございました。

長井市の場合は今後どうするかということを変更して検討しなければならないと思っておりますが、現時点では平成18年度につきましても、現状のようなやり方で進めたいと考えているところでございます。

○小関勝助委員長 6番、安部 隆委員。

○6番 安部 隆委員 本当にこの用地の売買というのは非常に難しいものだというふうに思います。そして今までの経費、管理費等もかかっておるわけですから、そうしたものを含めると、どうしても地価の金額は高くなっていくというようなものがあるというふうに思います。ですがやはりこれ以上たまっておいても経費の増すばかりだということであれば、その辺は若干市民にサービスするというような考え方も持てば、そういった価格にそういうものが盛り込まれるのではないかなというふうに思いますので、その辺についてもひとつ今後とも検討しながら、ぜひ強力的に進めていただきたいなというふうをお願いしたいと思います。

この項は以上でありますけれども、それでは2番目の市民の安全、安心対策につい

てを行いたいと思います。この問題につきましても、過日の一般質問において質問されております。本当に最近の児童の登下校時の事件・事故というものは、目をふさぐような悲惨な出来事が相次いで出ているというようなことでありました。そういうようなことで、私からはその中で交通安全対策ということについて、質問させていただきたいというふうに思います。

今回の新年度予算におきまして、交通安全にかかわる立哨、交通安全指導員、これが盛り込まれておりますけれども、立哨箇所7カ所が廃止になっておるというようなことであります。この経過についてはいかがな経過でこのようになったのか、市民課長にお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○小関勝助委員長 小泉良一市民課長。

○小泉良一市民課長 お答えをいたします。平成18年度の予算編成に当たりましては、17年度に引き続き従来の歳出改革路線を堅持強化するため、従来にも増して歳出全般にわたる徹底した見直しを行うことと方針が定めてありました。この方針に沿って交通指導員事業につきましても、見直しをしたところでございます。

近年、信号機の設置などによりまして、交通安全施設の整備、そして長井病院のサテライト化など、環境の変化によりまして、危険性が薄くなった箇所も見られましたことから、市内の立哨箇所を見直したところでございます。実際立哨場所に立哨をしました結果、交通信号機が設置されている交差点では、子供たちは交通ルールをしっかり守って道路を横断しておりまして、危険性は少ないと感じたところでございます。

一方、信号機のないところでは、交通量が多い中で、子供たちが横断体制に入って

も停止してくれるドライバーは少ないものでございまして、やはりこういったところでは指導員が安全を確保してあげることが必要であるということを確認したところでございます。こういった実態の中で、指導員立哨箇所19カ所のうち7カ所を廃止というようなことで、また1カ所については2人体制から1人体制にということに考えたところでございます。

以上でございます。

○小関勝助委員長 6番、安部 隆委員。

○6番 安部 隆委員 ただいま答弁では、財政的な見地からというような答弁の出だしでありましたけれども、確かにそういったこともわからないではないですけれども、立哨によって我々のこうした生活の中で、子供ばかりでなくて、我々運転者の交通ルールの警鐘にもなったのではないかなど。そして変質者や強姦等への抑止的なものも多くあるのではないかなど。

やはり立哨をしていただいた方がいれば、そうした変質者への抑止、威嚇というか、そういった効果というものは、私にはわかりにくいものがあるのではないかなど、そうしたことを多分市民課長も考えていらっしゃると思いますけれども、そういうことを思えば、もう少し地域、本当に当事者の方々との話というものが答弁の中には出てこなかったですね。やはり保護者、PTA、そして学校当局との話し合いというものなくして、こうした財政的なものだけでやっていくというようなことには、ちょっと無理があるのではないかと。

ましてや今課長が言ったように、信号機が出ればというようなこともわからないでもないです。確かに私のところの学校でも地下道があり、新設道路ができたということで、そういったところについては余りそ

+

の立哨というものは、必要性というものを
感じていないと、こういうような学校のお
話も、私も聞いております。

ですが、やはりこうした廃止をするとい
うようなときに、PTA、保護者との話し
合い、そして学校との協議なしでこれをや
っていくというようなことは、非常に乱暴
な行政の仕事かなというふうに思いますの
で、そうではなくてもう少しそうした当事
者と話し合っ、そして理解をいただいて
こそ、廃止するなり継続するというような
ふうにならないものか、市長にお伺いをい
たしたいと思います。

○小関勝助委員長 目黒栄樹市長。

○目黒栄樹市長 この19カ所を12カ所にする、
それから少し人員も減らすということにつ
いては、すべての箇所にも市民課長みず
からが立って、調べてみろと。そしてその
後いわゆる校長先生なり地域の皆さんとも
話し合っ、みなさいという指導を出しまし
たし、そのことについてはやってきたとい
うふうに思います。

ただ、地元の例えば学校の皆さんでも今
まであるからあった方がいいとかいうよう
な、そういう意見もあったわけですし、そ
れから現実にはちょっと市民課長自身があ
った方がいいかというふうに感じて、なお校
長先生なり地元の人とも話し合っ、という
のもありまして、それは私の後に課長に答
弁させますが。ただ一ついわゆる変質者の
威嚇とかそういうものについてということ
について言えば、あのひどい惨劇というか
事実は、最後に一人になった低学年の女性
に今集中しているわけでありまして、これ
はこの交通指導員とはちょっと……、それ
はそういうことについてはこの間教育長が
答弁しましたので、そういうふうにご理解
をいただきたいと思います。

全体として私は、すべての項目に見直し
をしろという、議会の皆さんからもご提言
ありますし、これは昭和44年度に立哨等が
出てきたわけですが、その後信号機がで
きたとか、やはり車の流れが変わったとい
うようなところがありますから、これは5年
なら5年ごとに見直しするのは当然だと思
いますし、今回すべてのところで市民課長
が回っておりますので、市民課長からも少
し詳しいところは申し上げたいと思います。

○小関勝助委員長 小泉良一市民課長。

○小泉良一市民課長 このたびの原案につ
きましては、市民課職員が立哨場所に行き
まして、状況判断を指導員さんと一緒に立
哨をした結果と、それから私が立哨場所
で立哨させていただいた結果によって判断
をしたところでございます。各小学校の校
長先生に見直しをしたいという旨をお話
して、理解を賜るとともに、児童生徒へ
の交通安全のご指導をよろしくお願いを
してきたところでございます。

さらに長井市交通安全推進協議会や、あ
るいは交通安全協会の支部長さんにもお
話をしたところでございました。校長先生
からは、廃止については慎重にしてほし
いというふうなことと、あるいは支部長
さんには一部の支部長さんからはご理
解をいただいたところもござい
ますが、また一部の支部長さんからは
信号機があれば安心ということでは
ないのだというふうなことをご意
見をいただいていたところでござ
います。

○小関勝助委員長 6番、安部 隆委員。

○6番 安部 隆委員 何か答弁を聞くと、
当局の一方的なお話しというふうには
受けとめますよ、市長。

それで、信号ついた、つかないという
ような問題では私はないというふう
に思うのです。やはり安全、安心とい
うものは、そ

の地域で今まで積み重ねたものが、そうした結果として出ているのだというふうに思います。ですからすべて財政的な考えでいけば、すべてを残すと、やはりそういうふうなものには無理もあるというふうに私もその辺は理解します。

ですから市長、もう新学期も間もなくですから、やはり地域との話し合いというのは課長の今の答弁でも直接話をしている感じではないようですので、そうしたところの要望があれば、再考を含めて何とか対処していただきたいというふうに思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○小関勝助委員長 目黒栄樹市長。

○目黒栄樹市長 今の話のように、市民課長が判断したのは19カ所のうち12カ所は残して、7カ所については交通安全標識なり、人と車の流れが変わったからということが、これがあれですが、なお地元で根強く心配する声があるというところも、その後来ましたので、安部委員もお耳に入っているのかもしれませんが、今のように校長先生だけではなくて安全協会だとか地区の支部長さんなどが、その他PTAさんまでは行っていなかったのかもしれませんが、話をされているようですが、なおひとつここだけはどうしてもというようなところがあれば、それはやはり柔軟にお話をして、必要ならばということは私はできると思っております。

○小関勝助委員長 6番、安部 隆委員。

○6番 安部 隆委員 大変ありがたい答弁であります。本当にそれこそがやはり市民が主役のまちづくりというふうに思います。ぜひ4月の新学期までに、そうした要望のところがあるようでありますので、ぜひそういうところには再考をしていただきたいというふうに、先ほどいい返事をお聞かせ

いただきましたので、ぜひそういうふうにご実施していただくようお願いいたします。

続きまして、(2)長崎県のグループホーム火災から思う。当市の老人社会福祉施設、高齢者介護施設の安全確保の指導、対策等についてというようなことでございます。この火災事故は、1月8日午前2時、高齢者介護施設グループホーム、長崎県大村市であります。やすらぎの里さくら館から出火しまして、鉄筋コンクリート平屋建て、同ホーム約280平米を全焼し、焼け跡から入所者9人のうち5人が焼死して見つかかり、そして残る4人は市内の病院に搬送され、その後2名が亡くなっておりまして、計7名の方が亡くなったというようなことでございます。

そしてこの施設がまだできてからそんなにたっていないということでもあります。施設はオール電化で火の気がなかったと、このようなことでもあります。そして入居者の9人のうち、つえなどに頼らず自力で歩行できたのは3人だけであったと。ほとんどが認知症ということで人の手を借りなければ避難できなかつたと。そして入所者9人に対し、職員は8名、夜間職員は1名だけと、これは国の基準では入所者18人までなら1人でいいというようなことでもありますので、基準の職員の体制であります。

そうしたことがこの新聞に載ったわけでもあります。そしてこの火災を契機に、テレビでも取り上げまして7人のお年寄りをなぜ救えなかったのかということで報道がありました。ここには厚生省の方、そして消防庁の方々からありまして、この対策強化というのが話し合われたというふうな報道があったわけですね。その一番の効果というものについては、夜間職員が1人のところ、やはり複数にしていくと。

+

それと一番効果のある設備は、火災報知機はありますが、スプリンクラーだったと。でもスプリンクラーの設備は金額も多額になりますので、小規模グループではなかなか難しいと、経営収支が苦しく独自の体制というものなかなか難しいのだと、こういうふうなレポートでありました。

そこで、当長井市においての高齢者福祉施設、こうした認知症、入居している施設は何カ所あるのか、福祉事務所長にお伺いをしたいと思います。

○小関勝助委員長 宇津木正紀福祉事務所長。

○宇津木正紀福祉事務所長 安部委員の高齢者の認知症の方が入所している施設が何施設あるかというご質問にお答えいたします。

長井市内には、いわゆるグループホームという老人福祉施設でございますが、介護保険適用の施設でございますが、こちらの方は2カ所に4棟、1棟9名ずつであります。1カ所に同じように並んで建てあって2棟、それぞれ9人ずつ、それが2カ所にあるということでございます。

○小関勝助委員長 6番、安部 隆委員。

○6番 安部 隆委員 そのほかに参考までですけれども、老人福祉施設というような老人ホームを含めていいですけれども、そういった箇所もお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○小関勝助委員長 宇津木正紀福祉事務所長。

○宇津木正紀福祉事務所長 長井市内には介護老人福祉施設、いわゆる特老が慈光園と寿泉荘、2カ所あります。それから介護老人保健施設、いわゆる老健施設、リバーヒル長井さんでございますが、こちらが1カ所、それから養護老人ホーム、こちらおいたま荘になりますが、1カ所、それから介護保険の適用になっているところでございますが、軽費老人ホーム、ウェルフェア慈

光園、一部介護保険適用になっております。

それから介護つき有料老人ホーム、こちら要支援から要介護5までの方が入っていますが、リバーヒルの隣に同じ敷地内にありますが、ほほえみがあります。それから介護が必要でひとり暮らしの人が入っている宅老所というのもございます。

○小関勝助委員長 6番、安部 隆委員。

○6番 安部 隆委員 ただいま市内の施設でありますけれども、特別養護老人ホーム慈光園、寿泉荘、それから介護老人保健施設リバーヒル長井、それからおいたま荘、4カ所というようなことでございます。これらの施設におきましては、県の許可というようにございまして、それぞれ消防設備、それから防火管理責任者、避難訓練、それからそういった関係者、消防関係の立ち入り検査というものをきちんとなされているものだというふうに思いますが、その辺についてはおわかりであればお答えをいただきたいというふうに思います。

○小関勝助委員長 宇津木正紀福祉事務所長。

○宇津木正紀福祉事務所長 現在介護保険施設につきましては、県の指導というふうな範疇になっております。ただし今後長井市の方で市町村がより実態に即した指導監督や処分ができるように、特に地域密着型サービス事業者に対しまして、業務改善勧告、業務改善命令、指定の効力の停止命令、当該処分の公表の権限が追加されるという、これが平成18年4月からの改正の内容で、これからは地域密着型のサービス事業者に対してはできるということになりましたし、またすべての介護サービス事業者に対して立ち入り調査が可能となるという、随時事業所に対する指導が可能になったということでございますので、現在のところは県の方が指導監査の方になっておりますが、

長井市の方も事業者としての指導監督の方が強化されるというふうな改正内容の一つでございます。

○小関勝助委員長 6番、安部 隆委員。

○6番 安部 隆委員 今までは県の許可でありますので、県のそうしたかかわりだったと。でも18年度からは市が地域密着型ということで指導監督をしていくというようなことになるというような、今の答弁でありました。

そこで、こうしたことは万が一当市には起きないというふうに私も思いますが、これは100%そうした思いというものはないというふうに思います。それがまさに昨年の南中教室火災であります。火の気のないところから、だれもが考えもしない、そうした火災が発生していると。万が一こうした福祉施設が長崎県のようなことになれば、物損火災と違って事の重大性、責任というもの是非常に大きいものがあるというふうに思います。

これからはできますが、今までは県の管轄だったと、こういうような福祉事務所長の答弁にありますけれども、こうした施設の許可は確かにそうですが、長井市とはやはり介護保険等におきまして、非常に関係というもの、かかわりというものが多いというふうに思うのです。そして今聞きましたところのこうした施設については、それぞれ県の監査や立ち入りと、そういうふうなことがあるというふうに思います。ましてや1月のこの火災以後についても、こうした指導強化というものが図られたのではないかなというふうに思います。

そこで、消防主幹にお聞きしますが、今福祉事務所長が言われましたこうした施設の監査、それから宅老所と言われたこうしたところについても、どのような立

ち入り検査等があったのか、その辺についてお聞かせいただきたい。

○小関勝助委員長 金田寿一消防主幹。

○金田寿一消防主幹 安部議員の質問の老人福祉施設の安全確保、指導対策などについてお答え申し上げます。福祉事務所長と重複する部分があると思うのですが、ご理解を賜りたいと思います。

長井市内に建設されてあります老人福祉施設でございますが、11施設ございます。その中で指定認知症対応型共同生活介護事業所が2施設ございます。宅老所関係では3施設でございます。その他特別養護老人ホーム、グループホーム、デイサービス等となっております。

この建築物につきましては、消防法第7条において消防同意に関して規定されております。趣旨は建築物の新築、増築、改築、移転、修繕、模様替え、用途変更、または使用について許可、認可、または確認を行うに際しては消防同意が必要となっております。

消防機関が防火の専門的立場から建築行政に対しての建築物の新築計画の段階から、消防用設備等の設置指導も含めて、防火上の観点をチェックいたしまして、予防行政の目的を達成するものでございますし、これは建築物の設計段階で消防機関が関与することによりまして、建築物の所有者などの負担をできる限り軽くしながら、建築物の火災予防上の安全を確保するためのものでもございます。

消防同意の要件は、建築物の計画が法律、命令、及び条例の規定で建築物の防火に関するものに違反しないことであり、消防法、危険物政令、建築基準法、都市計画法、火薬取締法、労働安全法令、火災予防条例、建築安全条例などの関係法令の防火に関す

+

る規定は、すべて含まれることとなります。

建築確認申請から防火対象物使用開始までの手順といたしましては、建築許可等についての消防法第7条建築同意、消防法第17条の関係で、消防用設備等の設置維持事務、そして消防設備の着工届による書類審査、さらには指導と、そして消防設備等設置届による書類の審査とそして指導、それによって消防検査を実施いたします。その検査が合格すれば、検査済み証を交付して、その後火災予防条例第64条による防火対象物使用を許可し、届け出を提出いただいて、その後使用するということになるわけでありませぬ。

長崎県で発生いたしました認知症高齢者グループホームの火災を踏まえまして、当消防本部といたしましても、高齢者社会福祉に対する消防法第4条、立ち入り検査及び火災予防条例規定に基づきまして、一斉立ち入り検査を実施しております。

査察の重点内容といたしましては、消防法第8条で定められている各施設の消防計画、防火管理及び消防設備等の維持管理と、火気の管理及び入居者の安全確保などの15項目についてチェックをいたしまして、施設の特性を踏まえ、適切な対策と指導を行ったところでございます。今後は、長崎県での火災教訓を生かしまして、施設の防火安全面に関する指導強化を図る中で、消防法8条に基づく消火、通報、避難訓練を確実に実施するように、関係者に対して強く指導したいというような考えでございます。また施設職員、及び入居者の皆様が施設の防火管理についての重要性を理解いただけるように努力してまいりたい所存でございます。

以上でございます。

○小関勝助委員長 6番、安部 隆委員。

○6番 安部 隆委員 いろいろと答弁ありがとうございました。そうしますと、この県の許可になっている施設については、私の資料では1年1回実施がされ、立ち入り検査、そして避難訓練がされておるといふようなことであります。ただこの宅老所という施設が、これは県の許可なのでしょうかね、福祉事務所長、お伺いをしたいと思っております。

○小関勝助委員長 宇津木正紀福祉事務所長。

○宇津木正紀福祉事務所長 宅老所については、一般のアパートと同じような扱いで、県の許可は必要ございません。

○小関勝助委員長 6番、安部 隆委員。

○6番 安部 隆委員 そういった高齢者の方が入所されながら、県の許可ではないので、長井市としても何のそうした手立てというのか、指導はできないと、そういったことなののでしょうか。

非常にこの辺が許可施設と違い、この資料で行きますと、昼間、夜間の職員数も不明、設備等についても不明、入所者に至っても不明、こういう施設が、県の許可なしで今言ったように共同住宅というような形で、こういう営業をされるというようなことは、これは何も差し支えはないかもしれませんが、安全上においては非常に危ないのではないかなというふうに私感じますが、こういったところはやはり福祉事務所は、県の管轄というようなことだと思いますけれども、先ほど申し上げたように、かかわりは多分一番あるところではないかなというふうに思うのですが、その辺についてはいかがお考えでしょうか。

○小関勝助委員長 宇津木正紀福祉事務所長。

○宇津木正紀福祉事務所長 宅老所につきましては、一般の住宅と同じような扱いでございます。福祉事務所の方では特別なこ

とがない限り指導ということはないという施設でございますので、今のところは長井市の福祉事務所では火災に対しては消防署さんの方に安全対策をお願いしているというふうなことでございますので、指導ということは今のところ考えているものはございません。

ただ、私どもの方の指定基準介護報酬等に関するQ&Aという消防関係のものの資料であります。認知症高齢者グループ等の消防設備に関しては、先般の火災事故、これ長崎県の火災事故だと思いますが、そちらを契機としまして、現在消防庁において認知症、高齢者グループ等における防火安全対策検討会が開催されているところでございます。その結論に基づきまして、消防法に基づく規制についての所要の改正が行われる予定だという情報が入っているところでございます。

○小関勝助委員長 6番、安部 隆委員。

○6番 安部 隆委員 今回の答弁でありますけれども、かかわりは消防というようなことでございましたけれども、先ほど消防主幹が申されましたけれども、この立ち入り検査するにも建築確認申請が出ていないと、一般住宅なんだか共同住宅なんだかもわからないと、こういったことで、その立ち入り検査にはならないというふうに私は解釈したわけです。

ですから、福祉事務所は18年度からやはり市民というか、身近な施設というようなところで指導されていく評価が出たと、そういったことを考えれば、これはきちんとその並みに、これは最低基準だと思うのです。このグループホームの基準も。こうした最低基準になっていただくように指導をお願いしていくべきではないかなと私は思うのです。本当に6人も7人もこの入所者

が亡くなられたなんていっただらば、とんでもないことです。

ですから、そうした許認可のたらい回しではないけれども、18年度からは身近な施設というようなことで、許可はどうあってもこの長井市でそうしたことをやっておられるのならば、きちんとした指導をやっていただきたいというふうに思います。

それといろいろ今の答弁を聞いていきますと、この共同住宅という考え方が長井市の建築基準というものを考えた場合に、固定資産評価、そうしたものまでもかかわってくるのではないかなというふうに思いますが、その辺について税務課長、お聞かせいただきたい。

○小関勝助委員長 中井 晃税務課長。

○中井 晃税務課長 家屋の評価につきましては、通常の建築関係の基準とはまた別に、税務課といいますか、固定資産税の評価基準といったものがございます。その中で課税客体として把握できる状態になった時点で評価いたしまして、課税をするというような形で対応をさせていただいております。

条件といたしましては、基礎に当たる部分並びに屋根に当たる部分、並びに周壁に当たる部分がありまして、ある程度建物としての形態をなしまして、使用できるような状況になっているというふうな状況の施設につきましては、評価をいたしまして課税をさせていただいております。

建物の用途のいかんにつきましては、こちらの評価とはまた別でありますので、固定資産税といたしましては建物の用途とは別に、家屋として利用できる形態になった時点で評価をさせていただいております。

○小関勝助委員長 安部委員に申し上げますが、時間を超えておりますので、簡潔にお

+

願います。

6番、安部 隆委員。

○6番 安部 隆委員 いろいろご答弁いただきましてありがとうございます。やはり安心、安全というものは日ごろの備えというものがなくして安全を語れないというふうには私は思いますので、ひとつ行政の皆様方、課長、管理職の方におきましては、そうした知識というものは持っておりますので、今後一層のご指導、そして対策というものをお願いしたいというふうに思います。

最後に市長に今のこのやりとりの感想をお聞かせをいただきたい。

○小関勝助委員長 目黒栄樹市長。

○目黒栄樹市長 まず消防主幹が申されたように、長崎県の事故を教訓に、相当とにかく立ち入り検査をしたというのが、これはご理解いただいたと思うのです。

それからこの運営等に関して、私はやはり宅老所もひとり暮らしになった場合に、友達と一緒にいることによって、非常に認知症が進まなくなる、むしろ元気になるというような面では、これは今全国各地で認められつつある一つの大きな方法だと思います。その安全等については、やはりそれはまず消防法でやるのだと。

それからその運営等について、それはしかし一般の住宅にスプリンクラーというわけにいかないわけですから、夜勤はどうだとか何とかということはこれから今考えているわけで、これ国、県等とも十分打ち合わせをしながら、安全を守るような運営指導、行政のかかわりもこれからしていかなければいけないというふうに思います。

○小関勝助委員長 6番、安部 隆委員。

○6番 安部 隆委員 終わります。

○小関勝助委員長 ここで暫時休憩いたします。再開は3時20分といたします。

午後 3時02分 休憩

午後 3時20分 再開

○小関勝助委員長 休憩前に復し、会議を再開いたします。

次に順位3番、議席番号17番、蒲生吉夫員。

○17番 蒲生吉夫委員 通告しております2点について、順次ご質問を申し上げたいと思います。

山形県電子申請システムの効果についてということで、今回の予算の中で、山形県電子申請システム整備助成金というやつが、これは市町村振興資金の中から出てくるというふうに聞いておりますが、612万9,000円収入があつて、同額負担金として市からどこに出すのかわかりませんが、インターネットデータセンターあたりに出すのではないかというふうに、これ資料を見ていたらわかったのですが、この仕事としては県並びに市町村の共同運営というふうになっておりまして、入札はコミュニティ山形共同企業体が落札をしたわけでありましたが、契約金額は9億5,392万5,000円というふうな数字になっております。

このやり方は、要するに県の電子申請システムを構築していくのに、また5年間の運営までこれは含まれるのです。要するに35市町村にそれぞれに振り分けたのですね、この予算を。それでもう一回業務するところにその全額を集めていって、そこで事業をすると、こういうふうな仕掛けなのでしょうか、ここは。

○小関勝助委員長 松木幸嗣企画調整課長。

○松木幸嗣企画調整課長 委員の方の予算の